

資料編

第5期南幌町総合計画 後期基本計画

南幌町総合計画策定条例
南幌町総合計画策定審議会条例
南幌町総合計画策定審議会委員名簿
諮問および答申
審議会からのメッセージ
総合計画・後期基本計画の策定経過
総合計画・後期基本計画策定体制および策定メンバー
基本計画事業（主な取り組み）一覧表
総合計画の変遷
用語解説



南幌町総合計画策定条例

(平成 25 年 3 月 18 日 条例 第 3 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画を策定する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町政の最高理念であり、本町の将来像及びまちづくりの基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 町政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 町政の具体的な計画であり、施策を実現するために実施する事業を示すものをいう。

(総合計画策定審議会への諮問)

第3条 町長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、南幌町総合計画策定審議会条例（昭和44年条例第29号）第1条に規定する南幌町総合計画策定審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南幌町総合計画策定審議会条例

(昭和 44 年 6 月 28 日条例第 29 号)

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、南幌町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 審議会は町長の諮問に応じ南幌町総合計画策定に関し、必要な調査及び審議を行い、意見を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公共的団体及び地域活動団体の代表者又は構成員、経験者

(3) 公募した町民

3 委員の任期は総合計画が策定されるまでとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 名を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表し、その会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 審議会は必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は委員の定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 審議会に専門部会を置くことができる。

2 部会に必要な事項は規則で定める。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は総合計画策定事務局がこれに当たる。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行後、最初の会議は、町長が招集する。

附 則（昭和 44 年 12 月 22 日条例第 40 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月 3 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

南幌町総合計画策定審議会委員名簿

敬称略

役 職 等	氏 名	行政区・町内会
会 長	藤 本 孝 明	第 1 2 区
副 会 長	菱 木 奈 美	東町町内会
委 員 (公 募)	鬼 木 幸	東町町内会
委 員	加 藤 洋 子	緑町町内会
委 員 (公 募)	久 保 康 則	西町町内会
委 員	小 松 良 樹	第 8 区
委 員	境 憲 明	第 6 区
委 員 (公 募)	坂 野 えり子	緑町町内会
委 員	清 水 義 雄	第 1 3 区
委 員	城 地 英 紀	第 9 区
委 員	新 内 啓 子	北町町内会
委 員	神 馬 悟	第 1 2 区
委 員	田 中 薫	西町町内会
委 員	長 沼 正 昭	稲穂町内会
委 員	山 本 隼	第 1 1 区

(1 5 名)

諮 問 お よ び 答 申

審議会への諮問

南 ま 企 号
平成 2 5 年 5 月 1 6 日

南幌町総合計画策定審議会会長 様

南幌町長 三 好 富士夫

第 5 期南幌町総合計画・後期基本計画の策定について（諮問）

南幌町の均衡ある発展と住民生活の向上を図り、第 5 期南幌町総合計画で示された基本構想のまちづくり目標を具体化した施策を構築するため、後期基本計画の策定を諮問します。

記

1 策定内容

第 5 期南幌町総合計画・後期基本計画（平成 2 6 年度～平成 2 8 年度）

（まちづくり課 企画情報グループ）

諮 問 の 趣 旨

南幌町は昭和46年以来、5期にわたり総合計画を策定しており、まちの将来像を「緑豊かな田園文化のまち」、まちづくりの基本理念は「地域で支えあう行動力と活力のある南幌」を基本構想として、2010（平成22）年度に第5期南幌町総合計画を策定しています。

近年、少子高齢化等の進行に伴い、予想を超える速さでの人口減少や日本の景気低迷とそれを誘因とする厳しい財政状況により、地方自治体の多くは大きな変革期を迎えており、国では新たな政権のもとで、これまで日本の経済や社会を支えてきた様々な仕組みが見直されようとしています。また、地方自治体では地域社会を持続的に発展させ、地域が自らの意思と責任で創意工夫し、次世代につながる夢のある故郷づくりを進めていかなければなりません。

このように、これまで総合計画を策定してきた時代と比べますと、社会経済情勢の変化が激しく、中長期的なまちづくりを考えていくことが非常に難しい状況に置かれています。

このような背景を踏まえ、広範な意見のもとに、第5期総合計画の基本構想に基づき、施策の見直しが求められていることから、後期基本計画の策定についてご審議を賜りたく、貴審議会に諮問するものです。

なお、審議に当たっては、次の視点についても十分なご議論をいただきますようお願いするものです。

【テーマ】

次世代につながる夢のある故郷づくり

～暮らしを守り、未来を拓く

- ①本町の基幹産業である農業や自然環境を活用したまちづくり
- ②「子育ての町・南幌」を基本としたまちづくり
- ③少子高齢社会に対応したまちづくり
- ④南幌町が真に自立した町となるためのまちづくり

町長への答申

平成26年3月27日

南幌町長 三 好 富士夫 様

南幌町総合計画策定審議会
会長 藤 本 孝 明

第5期南幌町総合計画・後期基本計画（案）について（答申）

平成25年5月16日付け南ま企号で諮問のありました第5期南幌町総合計画・後期基本計画（案）について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

記

第5期南幌町総合計画・後期基本計画（案）

＜計画期間＞ 平成26年度～平成28年度

＜構成＞ 後期基本計画

答 申

南幌町を取り巻く環境は大きく変化しており、少子高齢化は加速し、人口も減少するなど、さまざまな社会問題が多様化・複雑化する中で新たな公共サービスが求められています。

諮問を受けた第5期南幌町総合計画・後期基本計画の策定については、このような状況を踏まえつつ、町民・地域・団体・事業者・行政など、南幌町に関わるすべての主体が自治を担う「地域で支えあう行動力と活力のある南幌」を目指すものであり、これからのまちづくりの施策・方針として表わすものです。

答申にあたっては、特に留意していただきたい事項として下記のとおり意見を付しますので、町においてはこれを最大限に尊重し、総合計画のめざす将来像である「緑豊かな田園文化のまち」の実現と「次世代につながる夢のある故郷づくり」に取り組まれるよう望むものです。

なお、この計画は、総合計画策定審議会だけで審議してきたわけではなく、地域住宅施策モデル検討チームのご協力をいただき、施策提案をいただくとともに、新たな施策事業の事前評価をいただいた南幌町行政評価委員会など、多くの方々に第5期南幌町総合計画・後期基本計画の策定に関わっていただきました。

このことについて、深くお礼を申し上げますとともに、これからも共に南幌町の振興と発展に協働で取り組めることを期待するものです。

記

1 協働によるまちづくりと情報共有の充実

協働のまちづくりを進める上で、この後期基本計画について、南幌町に関わるすべての主体の「めざす姿」として、誰もが理解できる、わかりやすい取り組みを進めてください。

また、その内容を積極的に町民等に知らせ、協働の取組みを展開してください。情報通信技術が飛躍的に発達する時代となりましたが、情報を広く共有するためには、より積極的な町の取組みが必要です。

協働を進める原点として、南幌町に関わるすべての主体との間で意見交換を行い、必要かつ求める情報を共有できる仕組みづくりを進めてください。

2 南幌町の魅力向上

人々がいきいきと暮らし、活気あふれるまちとなるよう、人材や施設、自然・文化などさまざまな地域資源の発掘と活用に取り組み、“南幌町らしさ・強み”を活かしたまちづくりに取り組んでください。

南幌町のイメージやブランド（個性）力の向上、産業の活性化など新たな魅力を創造し、「住みたい」「住み続けたい」など南幌町に愛着と誇りを持つ人や人口を増やすまちづくりに取り組んでください。

3 質の高いまちづくり

公共サービスは行政が提供するだけでなく、近年は行政に頼ることなく、自立して公共サービスを担いうる町民や地域（行政区や町内会など）、団体や事業者が増えてきています。

これからも、行政でなければ対応できない領域は行政が担う一方、町民や地域等が担える領域はそれぞれの能力を十分に発揮し、協働によって、より質の高いまちづくりを目指してください。

4 協働の仕組みづくり

協働を実体あるものにするためには、町職員・町民の意識向上や協働促進の仕組みづくりが求められます。施策事業の具体化など、行政組織や地域コミュニティのあり方について、さまざまな検討を進めてください。

また、協働の実践を通じて、町民・地域・団体・事業者などとの信頼の強化に努めてください。

5 その他

総合計画策定審議会では、後期基本計画の審議の過程で、委員同士によるミニワーキングを実施し、後期計画期間並びに次期総合計画の策定を見据え、南幌町における課題や提案・アイデアなどを「審議会からのメッセージ」としてまとめました。これからのまちづくりの推進に向け参考としてください。

審議会からのメッセージ

南幌町総合計画策定審議会では、第5期総合計画後期基本計画の審議の過程で、委員同士によるミニワーキングを実施し、後期計画期間並びに次期総合計画の策定を見据え、南幌町における課題や提案・アイデアなど、多様なメッセージをいただきました。

まちづくりを更に推進するため、これらのメッセージも参考とさせていただきます。

平成26年3月

1. 町民や地域・団体・企業のまちづくりへの参加 など

- ・ 冬期間の長い南幌でのイベントとして、雪像コンクールなどを開催し、町民・団体・地域・企業が参加して、子どもたちに楽しんでもらう。賞品も含めてJA・観光協会・企業協議会等の協賛があるとうれしい。
- ・ まちのイベントを盛り上げ、独自の企画を実行する「まちおこし隊」をつくりたい。
- ・ 困っている人がいて、何かを頼まれたり、アドバイスや様々な情報を提供したりするボランティア的な活動を行いたい。
- ・ 町が、予算500万円を用意して、町民団体等が開催するイベントに対して開催経費を支援する仕組みをつくってはどうか。
- ・ あまり考え過ぎずに、小さなことからコツコツと動く・・・というところから、まちづくりは始まると思います。
- ・ 新聞の空知版などに南幌町のことはあまり掲載されていない。何もないのか、それとも情報発信がヘタなのか。やはりインパクトのある情報でなければならないが。
- ・ 話題をつくることは当然大事だが、ただ話題があればそれで良いとは限らない。
- ・ 米まつりはなくなったが、開催していた頃は他の町への自慢のお祭りであった。実行委員会の組織づくりは、それぞれ仕事を持っていることから非常に難しいとは思いますが、何か町外に向けてアピールできるイベントがほしい。
- ・ 何を進めるにもまとめ役がいないので、そういう地域リーダーが必要。
- ・ ボランティアを募集してみてもどうか。確かに簡単なことではないが。昔は、農家の方々が積極的に関わってくれたが、やはり経営が大規模化してきたこともあり、みんな生活することで一杯だと思います。それでもまちづくりには、担い手だったり、ボランティアが少ない。まずやれることから、やれる人が集まって、それから人集めということが一番良いと思う。

2. 農業の推進、農産物のブランド化、地産地消 など

- ・ ピュアホワイトを含む南幌ブランドの情報発信と観光協会での統一した管理が必要だと思います。
- ・ 新減反政策に対応した飼料米の輪作体系の導入を進めては。
- ・ 食の安全・安心を確保し、子孫に影響を与えない食料の維持確保が必要。
- ・ 小学生と生産者との農業体験(見学・収穫)などを実施したいが、計画的に実施できるよう検討していただきたい。

- ・ 中学生や女子高校生を対象とした南幌産農産物の料理コンテストを開催してはどうか。例えば優勝した料理を南幌温泉などの飲食店で出したりすると良いのでは。過去にも同様のコンテストがあったようなので、やはり継続性がとても大事だと思います。
- ・ 6次産業という流れがあるが、生産者は生産する他に加工に手を出すだけの労働力はない。また、加工といっても、そのノウハウがない。例えば、とうもろこしでも生産者側で加工することは非常に難しいので業者に製造を委託する方法しか今のところないと思います。
- ・ 朝市はあるが、町民対象のものであり、それよりも、町外の人を対象に大勢の人に売る方がよい。
- ・ 道央圏連絡道路の整備にあわせて、インターチェンジのところに農産物や特産品の売り場をつくって、南幌をどんどんアピールしてほしい。
- ・ 農業法人のPR、販売拠点の一本化。町民参画で法人の計画生産により通年での安全・安心な農産物の販売施設の整備が必要。
- ・ お土産としても南幌産の農産物を生かしたお菓子などがあると良い。
- ・ 農家では米を販売する袋として個々に印刷をしているが、例えば、南幌町のイメージキャラクターなどをつくって統一の袋を印刷してはどうか。
- ・ 道央圏連絡道路の整備の際は、必ず道の駅または大型の特産品販売の売り場を設けてもらいたい。農家として強く要望したい。

3. 企業等PR、工業・雇用環境づくり など

- ・ 南幌町で働きたい、住みたいという声をもらうことが大変重要である。どんな町内企業があるのかを町民があまり知らないと思うので、町内企業のPRや町民との関わりを持つ機会をつくってみてはどうか。
- ・ 農業法人・立地企業のパートの需給に対応したタイムリーな情報システム（ホームページ等）の研究。学童保育を延長し子育て世代に安心して働ける街のイメージアップにより、団地販売、企業誘致につなげる方策となり得る。

4. 商工会、観光協会の活性化 など

- ・ 商工会を中心に自ら企画提案するものに対する助成制度の導入。
- ・ 南幌町は元気がない。商工会に対する支援の強化や観光協会の支援体制の充実をした方がいいと思う。（金銭面や人的支援など）
- ・ 中央通り商店会でマルシェが開催されているが、とても頑張っていると思う。努力しているところが見受けられるので町民としても喜ばしい。
- ・ 個店でなく対面販売施設の設置、南幌独自のおみやげ（ここにしかない）の創造。
- ・ スポーツ大会や各種行事など人が集まる時に、観光協会が中心となり商工会・JAなどの出店についても連携をとって進めてほしい。
- ・ 観光PRの時に、南幌産米と一緒にPRしてはどうか。
- ・ マスコットキャラクターとしてキャベッチくんがあるが、そろそろ新しいキャラクターをつくるためのコンテストとかをやってはどうか。
- ・ 町の活性化や町の積極的なPRがしたいという思いがある。今南幌にあるものを生かして利用することはできないか。例えば、ビューローの特産品売り場をもっと活用してはどうか。

5. 学校教育、生涯学習の推進 など

- ・ 学校給食の地場産活用を推進し、農協を中心に農産物の安全・安心のPR。
- ・ 中学校のインターンシップは大変良い活動だと思う。もっとPRしても良い。
- ・ インターンシップの企業等体験を増やしては。また、体験企業の情報を町民・親に提供することで理解が深められ、雇用の促進も図れるのではないかな。
- ・ 生涯学習センターの整備では、現在の公民館と同じなら意味がないと思う。今よりも活発な活動ができる施設となり、イベントなど新たな事業が生まれるというような生涯学習を更に発展させる新たな活動に期待したい。
- ・ 児童館的なものは無理でも、生涯学習センターが整備されたら、利用時間を例えば午後7時までとするなど、町外で働く会社員や少年団活動などに入っていない子どもたちが利用できる施設としてもらいたい。
- ・ 生涯学習センターでは、多くの方が利用できる施設となることを期待しているが、例えば高齢者と子どもたちとの交流も盛んになるよう検討してもらいたい。
- ・ いろいろな意味で、生涯学習センターは情報発信拠点施設となってもらいたい。その核となる生涯学習推進本部の活動にも期待している。
- ・ 町民プールと生涯学習センターの整備が計画されているが、人口や交流人口を増やす事が重要と考えるので、付加価値をつけた有効活用ができる特色を持った施設にしてほしい。例えば生涯学習センターなら図書の充実や木のおもちゃが日本一だとか、プールなら競技が出来るプールにするとか、中途半端ではなかなか利用されないし、集客が図られないので建設経費をかけるなら思い切ってやってほしい。

6. 町立病院に通う足の確保 など

- ・ 町立病院は将来的に経営が厳しくなると思う。お客は病院を選択するので、近隣市町と連携して24時間対応できる病院の体制をつくり、急病な場合は救急搬送で対応する。また、将来的に貸し切り乗用車の運行など、町立病院による公共的な交通サービスを検討してほしい。

7. 福祉対策 など

- ・ 高齢者の生きがいづくりとして、何かを担わせてはどうか。いかに外に出させて活動させるかが重要だと思います。
- ・ 老人クラブの活性化のため受託事業の導入。軽作業で賃金を貰う仕組みが必要。
- ・ 声かけやゴミの分別支援、空き家の支援など、高齢者同士が支え合うきっかけづくりや元気な高齢者の生きがい対策として有償ボランティアなども検討してほしい。

8. 快適な住環境づくり、人口増加対策 など

- ・ 空き家の情報管理が必要。一人暮らし高齢者の季節的集積化の検討。
- ・ 南幌町の向かう方向性をしっかりと示し、人口を増やす施策を柱として若い世代が来てもらえる対策を進めてほしい。子育ての施策（高校生通学費の助成・児童生徒等の医療費負担の軽減）などもすごく良いと思う。ただし、人を集めないと良いことも生かされない。札幌近郊で南幌町の地理的条件は良いと思います。例えば、南幌町に転入して来た人には温泉一年間無料パスポートを配るなど、広くPRや施策を大胆に行い、3年間で人口を増やすことを目標に積極的に取り組んでほしい。

- ・ 南幌町は快適そうな町だが、交通環境や病院などの面で、あまり便利な町ではない。車があると便利だが、車がないと生活しにくい。快適なまちづくりを進めてほしい。
- ・ 人口を増やすという部分では、まず住んでいる住民を喜ばせることが重要だと考えるので、イベントや行事なども良いものは実施してほしいし、もっといろんなことを町内町外にどんどんPRしてほしい。
- ・ まちづくり戦略チームをつくるようだが、戦略の一番はキャッチコピーづくりだと思うので、お金がかかっても専門的なプロに依頼するべきではないか。それだけの価値はあると思います。

9. 防災対策 など

- ・ 町民に対し、避難場所の周知徹底を図るなど、丁寧な対応も必要だと思います。
- ・ 災害に強いまちづくりを推進するため、避難時の心構えのマニュアル作成が必要だと思います。また、災害時の停電は特に冬は命に関わることになる。災害時の停電対策を検討し、世帯向けに注意を促すような啓発をするべきではないか。

10. その他

- ・ 旧夕張太保育所の跡利用促進を望む。地域の振興に必要。
- ・ 農家の方々に協力してもらい、一緒になって町のPR活動をしたりということも必要だと思う。また、中央通りを歩行者天国にするというのも良い。ビューローの展望室に喫茶店をつくるということだって良いと思う。
- ・ 南幌町に道の駅をつくってもらいたい。例えば、そこに定期的にキャベッチくんが出迎えるなどのアイデアがほしい。あるいは、キャベッチくんを使ったPR用の町の紹介動画をつくってもインパクトがあると思う。あるいは、キャベッチくんの仲間のマスコットをつくってみたり、市街地をパレードするというのもアイデアだと思う。キャベッチくんのイメージソングをつくったり・・・などなど。南幌町のイメージアップや売りになるものをどんどんアピールしてほしい。

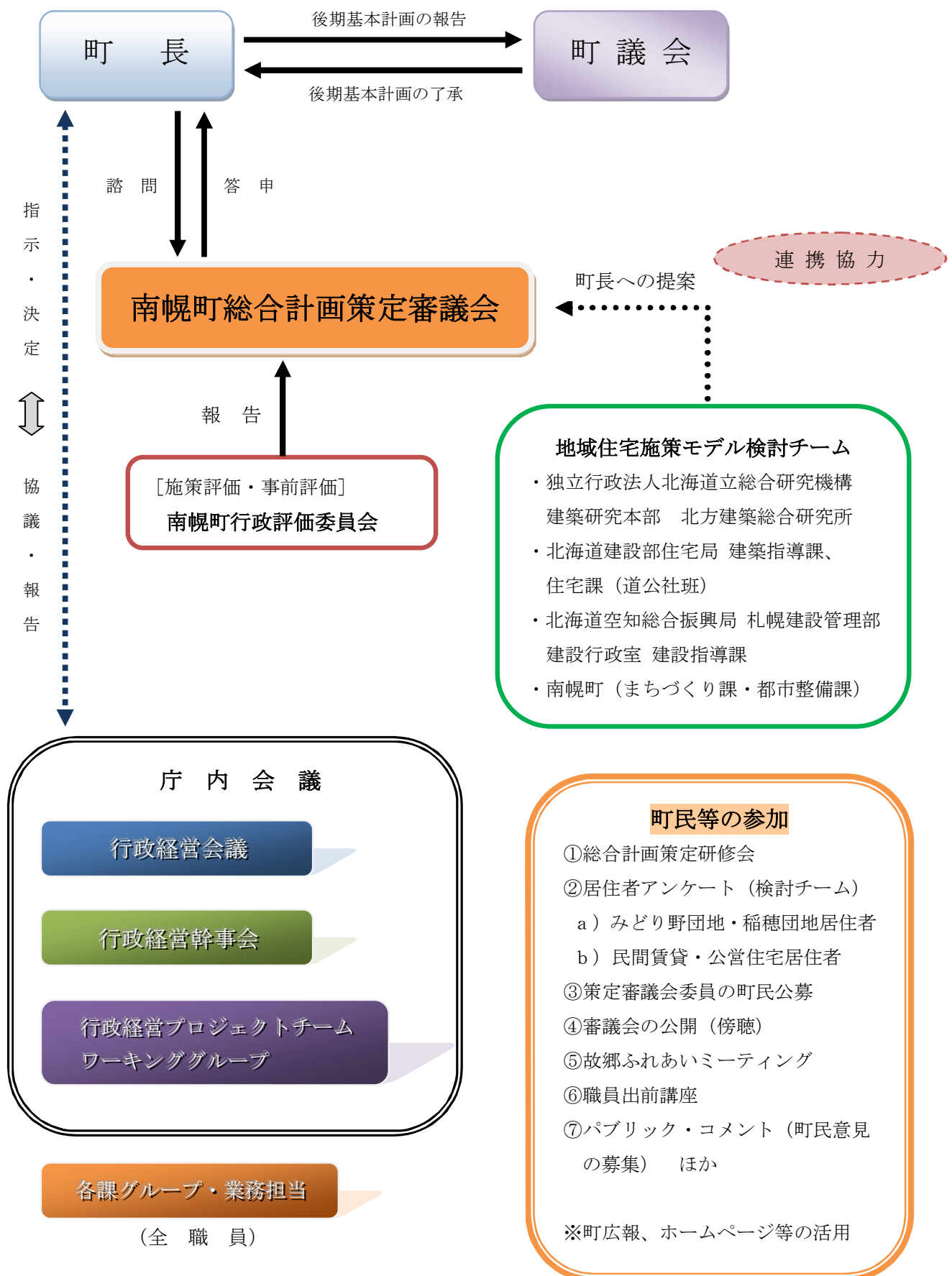


総合計画・後期基本計画の策定経過

◇適宜、町広報及びホームページに関係情報を掲載 ◇情報コーナーに関係資料を配置

年 月 日	主 内 容
平成25年 3月28日	総合計画策定審議会に係る公募委員の募集 ※4月16日まで
4月26日	行政経営幹事会（後期基本計画策定方針を協議）
5月16日	第1回総合計画策定審議会（委員委嘱、正副会長選任、諮問他）
5月23日	【議会】全員協議会（総合計画策定研修会等を説明）
6月3・4日	総合計画策定研修会（審議会委員・議員・職員） ※参加者数 100人
6月12日	行政経営プロジェクト会議（ワーキンググループ会議の運営協議）
6月13日	職員提案の募集 ※応募1件
6月17日 ～7月5日	後期基本計画に係る基礎資料の作成（各課）
7月23日	ワーキンググループ運営打合せ（4グループ合同）
7月25日 ～8月27日	ワーキンググループ会議（行財政班 2回、産業経済班 2回、教育・文化班 3回、保健福祉・医療班 3回、生活環境班 3回）
7月29日	ワーキンググループ運営打合せ（1グループ）
8月21日	後期基本計画の策定に向けた施策事業の提案（地域住宅施策モデル検討チーム）
8月23日	「町長からの検討指示事項」打合せ（町長・副町長・教育長、事務局）
9月6日	行政経営幹事会（後期基本計画・事務事業事前評価を実施）
9月18日	行政評価委員会（後期基本計画に係る事前評価を実施）
10月7日	第2回総合計画策定審議会（会長提言、審議〔保健福祉・医療分野〕）
10月23日 ・24日	総合計画策定・関係課協議（町長からの検討指示事項）
10月29日	第3回総合計画策定審議会（審議〔生活環境分野、産業経済分野〕）
11月12日	第4回総合計画策定審議会（審議〔教育・文化分野、行財政分野〕）
11月14日	行政経営幹事会（町長からの検討指示事項を協議）
12月3日	第5回総合計画策定審議会（審議〔町長検討指示事項〕、ミニワーキング）
12月10日	行政評価委員会（後期基本計画に係る町長検討指示事項を報告）
12月20日	【議会】全員協議会（後期基本計画における町長提案新規事業を説明）
平成26年 1月15日	職員出前講座（団体）
1月17日	職員出前講座（NPO法人）
1月20日	【議会】全員協議会（主な新規予定事業を説明）
1月31日 ～2月20日	後期基本計画（素案）に係るパブリック・コメントの募集 ※提出件数（人数） 6件（3人） ※3月10日付けで回答を公表
3月6日	第6回総合計画策定審議会（審議〔基本計画素案の修正〕、ミニワーキング他）
3月12日	【議会】全員協議会（後期基本計画策定、パブリック・コメント回答他）
3月27日	第7回総合計画策定審議会（基本計画（案）の答申他） ※策定完了

総合計画・後期基本計画策定体制および策定メンバー



●行政経営会議

役 職 名	職 名	氏 名
議 長	町 長	三 好 富士夫
副 議 長	副 町 長	小 林 勇 一
委 員	教 育 長	高 山 和 己
委 員	総 務 課 長	寺 田 孝 広
委 員	まちづくり課長	原 田 弘 克
委 員	住 民 課 長	柏 木 英 昭

●行政経営幹事会

役 職 名		職 名	氏 名
幹 事 長		副町長	小 林 勇 一
副 幹 事 長		総務課長	寺 田 孝 広
幹 事		住民課長	柏 木 英 昭
		税務課長兼会計管理者	家 塚 雅 人
		保健福祉課長	柿 崎 納
		産業振興課長	伊 藤 勉
		都市整備課長	川 村 英 俊
		都市整備課参事	大 栗 良 治
		議会事務局長	小笠原 正 和
		農業委員会事務局長	関 根 忠 隆
		教育委員会 生涯学習課長	大 崎 貞 二
		町立南幌病院事務長	内 田 亨
		南空知消防組合 南幌支署長	松 木 正 美
事務局 体制	事 務 局 (まちづくり課) 企画情報グループ	まちづくり課長	原 田 弘 克
		まちづくり課主幹	森 和 幸
		まちづくり課主査	黒 島 滋 規
		総務課主幹 (財務グループ)	小 林 史 典

(平成26年3月1日現在)

行政経営プロジェクトチーム（ワーキンググループ）

〔行政経営プロジェクトチーム〕

リーダー・・・細川美喜男 サブリーダー・・・佐藤由美子				
産業経済班	教育文化班	保健福祉・医療班	生活環境班	行財政班
中山 淳 笠原 大介	浅野 茂 藤木 雅彦	山内 貢 佐藤 由美子	田中 宏 尾暮 靖志	細川 美喜男 小端 信也

〔ワーキンググループ〕 58人

◆リーダー ◇サブリーダー

産業経済班	教育文化班	保健福祉・医療班	生活環境班	行財政班
◆中山 淳 ◇笠原 大介	◆浅野 茂 ◇藤木 雅彦	◆山内 貢 ◇佐藤 由美子	◆田中 宏 ◇尾暮 靖志	◆細川 美喜男 ◇小端 信也
砂田 隆樹 蛸沢 千晴 中村 慎一 本田 正人 草沢 順哉 小中 康司 高橋 裕司 池田 一彦 大脇 英俊	久松 淳一 山本 篤 桂 満晴 女川 伸二 三浦 裕一 舩舘 政義 光永 晋 佐藤 将 道順 裕之	佐藤 祐二 原田 光一 川平和 幸 中田 弘美 本郷 なほみ 谷藤 朋代 住友 康宏 笠原 美雪 鈴木 潤也 渡辺 広貴 岩本 聖 山田 達也	田中 且好 長谷川 雅一 俵 靖裕 大栗 洋子 柳沢 妙子 笹川 貢 澤口 淳 渡部 浩二 藤田 雅章	松田 秀則 小林 史典 大串 輝子 鈴木 敏子 石川 洋子 斉藤 隆 池畑 憲一 伊藤 文敏 斉藤 毅彦
11人	11人	14人	11人	11人

※順不同

(平成25年8月1日現在)

《事務局》 まちづくり課 （原田課長、森主幹、木内主査、黒島主査）

基本計画事業(主な取り組み)一覧表

135事業

行財政分野 13事業

継続・新規区分	事業名 (実施予定期間)
	主 な 事 業 内 容
【継続】	地域担当職員制度事業 (H26～H28)
	地域に暮らす人々が身近な地域の問題や課題を自ら解決し、豊かな地域社会を実現する手法のひとつとして、町職員が地域をサポートする「地域担当制」を推進する。 地域からの要請等により、地域担当職員が相談・支援・サポート・情報を共有する。
【継続】	住民自治検討会運営事業 (H26～H28)
	全ての行政区長及び町内会長で構成し、会議を通して地域主体の自治のあり方を探る。
【継続】	職員出前講座事業 (H26～H28)
	講座メニューを設定し、町民等の求めに応じて職員が出向き、町政に関する情報、専門的知識等を提供する。
《新規》	(仮称) 町民等提案型まちづくり支援事業 (H27～H28)
	町民参加・協働の推進を図り、まちづくりの基本理念である「地域で支えあう行動力と活力のある南幌」を具体的に実行に移すため、「人づくり」「地域づくり」「環境づくり」などに関して、町民または町内団体等が自ら提案し、自ら実行または町がサポートするなど、協働のまちづくりの実現をめざす。
【継続・拡充】	広聴活動事業 (H26～H28)
	町民の率直な意見や要望など、行政に対する町民の声を広く求める機会を提供し、町民参加による住民主体の行政、協働のまちづくりを推進する。また、町ホームページを更新し、利用者が求める情報などを迅速かつ分かりやすく提供するとともに観光情報や住宅団地情報など町内外に南幌町の魅力をアピールする。
【継続】	広報誌発行事業 (H26～H28)
	「広報なんぼろ」を毎月1回発行し、行政区・町内会を通じ町民に配付する。
【継続】	広報なんぼろ特派員事業 (H26～H28)
	町民参加型の広報づくりを進めるため、「広報なんぼろ特派員」を募集する。
【継続】	職員研修事業 (H26～H28)
	人的資源の開発・育成のため、職員研修事業を実施する。 ・職場外研修 ・職場内研修 ・派遣研修 (アカデミー・国際文化研修所・職員道外研修) ・北海道研修 ・自治大学校研修
【継続】	行政評価システム事業 (H26～H28)
	事務事業及び施策の内部評価を行う。 また、行政評価委員会において、施策の外部評価を行うとともに、総合計画後期基本計画の進捗管理を行う。

継続・新規区分	事業名（実施予定期間）
	主な事業内容
【継続】	町税等収納対策本部設置事業（H26～H28）
	定期的な電話催告や戸別訪問を実施することで納税・納付意識を喚起し、滞納の未然防止を図ることで収納率の向上に努める。また、その後催告に応じない場合や誓約不履行の場合には滞納処分により、公平・公正な税務行政の推進を図る。
【継続】	租税教育事業（H26～H28）
	安全で豊かな社会を維持する上で租税は欠くことが出来ない負担金であり、税の意義や役割について、次の世代を担う児童・生徒に正しく理解をしてもらえるよう実施する。
【継続】	行財政改革推進事業（H26～H28）
	平成26年度から新たな行財政改革プランとして、南幌町行財政改革実行計画を推進する。 ・南幌町行財政改革実行計画の推進及び進行管理 ・南幌町行政評価委員会による評価・助言等
【継続】	指定管理者制度推進事業（H26～H28）
	指定管理者制度導入施設の可否決定、指定管理者の選定等を実施するため、指定管理者選定委員会を開催し、公平・適正な選定を行う。

産業経済分野 13 事業

継続・新規区分	事業名（実施予定期間）
	主な事業内容
【継続】	農業振興補助金交付事業（H26～H28）
	本町の農業振興を図るため、南幌町農業協同組合が実施する農業振興事業のうち、南幌町農業振興補助金交付要綱に基づく次の事業に対し補助金を交付する。 ◎野菜価格安定基金への助成 ◎担い手・後継者対策 ◎農産物消費拡大 ◎特産品奨励推進 ◎食育推進事業
【継続】	食料供給基盤強化特別対策事業（H26～H28）
	農業者が必要な農地、農業水利施設の整備に積極的に取り組めるよう、道営農地整備事業の負担の軽減を図る。
【継続】	農業制度資金利子補給事業（H26～H28）
	農業経営基盤強化資金利子補給 ※道 50%・町補助 50%
【継続】	担い手育成対策事業（H26～H28）
	・4Hクラブ活動支援 ・若手女性農業者サークルの開催 ・農婚塾の開催
【継続】	地産地消活動推進事業（H26～H28）
	・ファーム通信の発行 ・町内移動直売会 ・「朝市」「花市」の支援 ・南幌キャベツキムチ町民還元事業 ・特産物加工事業

継続・新規区分	事業名（実施予定期間）
	主 な 事 業 内 容
【継続】	都市との交流と販路拡大事業（H26～H28）
	・町グリーンツーリズム推進事業 ・アンテナショップへの出店 ・農産物PR対策事業
【継続】	食育活動推進事業（H26～H28）
	・親子農業体験塾 ・バケツ稲づくり学習 ・地元農産物を利用した料理・加工教室 ・子育て支援米の支給
【継続】	多面的機能支払事業（H26～H28）
	農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮のための地域活動や地域資源（農地・水路・農道など）の質的向上を図る活動に対し、国、道、町が一体的に支援する。 ※国 50%、道 25%、町 25%
【継続】	企業誘致推進事業（H26～H28）
	企業への訪問活動のほか、町ホームページを活用した広告宣伝活動、金融機関等への情報収集活動、立地企業に対する奨励金の交付、固定資産税の減免等を実施することにより企業誘致の促進を図る。
【継続】	中小企業融資事業（H26～H28）
	町内中小企業の育成振興並びに経営の合理化を促進し、その経営的地位の向上と事業運営の基礎となる金融の円滑と正常化を図る。 ・中小企業特別融資制度 ・中小企業小口特別融資制度 ・中小企業総合振興資金融資制度
【継続】	地元企業の育成及び地元雇用の促進事業（H26～H28）
	・立地企業間および関係機関等との交流会の開催 ・町ホームページによる工業団地進出企業の紹介 ・就業希望者への求人情報の提供
《新規》	通年雇用促進支援事業（H26～H28）
	南空知通年雇用促進協議会の会員である町の区域において、町や経済団体等の創意工夫により実施する季節労働者の通年雇用の促進のための具体的取組と相まって、その取組の効果を高める事業を実施し、当該地域の季節労働者の通年雇用の促進を図る。 ※協議会～栗山町、長沼町、由仁町、南幌町、各町商工会(商工会議所)、建設業協会、 空知総合振興局 [事務局] 栗山町(栗山町庁舎内に雇用促進支援員を設置)
【継続】	商工会運営助成事業（H26～H28）
	地域の商工業者の経営相談・育成・支援を行い、総合的な改善発信を図り地域コミュニティ活動の役割を担う商工会事業に対し助成する。 ・経営改善普及事業(職員設置費・事業費) ・地域振興費(ふれあいまつり・盆踊り大会)

継続・新規区分	事業名（実施予定期間）
主な事業内容	
【継続】	子育て支援事業（H26～H28）
・すくすく広場 ・子育てサポーターの委嘱 ・ブックスタート	
【継続】	幼児芸術鑑賞事業（H26～H28）
幼稚園・保育園の幼児、鑑賞を希望する町民に対して人形劇による鑑賞会を開催する。	
【継続】	私立幼稚園就園奨励事業（H26～H28）
私立幼稚園に入園・通園する幼児の保護者に対して、経済的負担の軽減を行うことにより、幼児期における就園機会の確保を図る。	
【継続】	総合的な学習事業（H26～H28） ※小学校・中学校
学校において、児童生徒が身近な問題に対して、自らが課題設定・作業計画・実施活動・体験発表等を行うことにより、実践学習を通じた生きる力を育み、実際の社会生活での課題解決能力を養うことを目的とした活動に対して支援する。	
【継続】	学校における食育推進事業（H26～H28）
各学校の食に関する指導の全体計画を踏まえ、栄養教諭等が食に関する指導を行う上で、学校給食で旬の物や南幌産の食材を積極的に使用し、生きた教材となるよう食に関する指導の推進を図る。また、米どころの町として、食育や地産地消、子育て支援にもつながる米飯給食の回数を増やすとともに給食用米を全額町が負担する。	
【継続】	公開研究会事業（H26～H28）
学校において、研究実践と公開を計画的かつ継続的に実施することにより、教職員の「士気」と「活力」の高揚を図り、児童生徒の確かな学力の向上を図る。	
【継続】	小中学校基礎学力調査事業（H26～H28）
小中学校児童生徒の「確かな学力」について、学習指導要領の目標及び内容に照らして、その実現状況を客観的に把握するための学力調査を行い、学習指導の改善・充実に資する。	
【継続】	ことばの教室事業（H26～H28）
町内小学校の普通学級に在籍している、言語に遅れがあったり比較的軽度の言語障害を持つ児童に対して、普段は在籍の学校に通学しながら、週に1～2回程度、小学校内に設置している「ことばの教室」に通級し、ひとり一人の能力や状態に応じた指導を行う。	
【継続】	教育コンピューター施設整備事業（H26～H28） ※小学校・中学校
クラス1人1台の端末操作のできるパソコン教室を設置し、総合的な学習の時間や各教科の授業等で、インターネット等を実際に利用した情報化教育の推進を図るための整備を行う。その他、新学習指導要領に則り、ICT（情報通信技術）を活用した学習環境の整備を推進する。	
【継続】	外国語指導助手招致事業（H26～H28）
生きた外国語を日常的に触れさせ、英語力の向上及び国際化社会への意識喚起を図るため、外国語指導助手を招致し南幌中学校へ配置する。また、新しい学習指導要領の改訂により平成23年度から実施されている「外国語活動」に伴い、小学校への派遣を行う。更に、授業時間の調整を行い幼稚園との交流、又は休日等を利用して町民を対象とした英会話指導やボランティア活動等を行う。	

継続・新規区分	事業名（実施予定期間）
主 な 事 業 内 容	
【継続】	姉妹町児童交流事業（H26～H28）
平成22年2月2日に姉妹町締結した熊本県多良木町との間で、小学生の交流を通じ、学校間さらには家族を含めた末永い交流を深める。（姉妹町交流事業）	
【継続】	スクールバス更新事業（H26～H28）
老朽化し安全運行に支障が生じるスクールバスについて、適時更新する。	
【継続】	特別支援教育推進事業（H26～H28）
町内小中学校の普通学級に在籍している、発達に遅れがある児童生徒に対して、支援員を配置し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して適切な指導及び必要な援助を行う。	
《新規》	学校耐震改修等事業（H26～H28）
・平成19年度実施した学校施設の耐震診断（2次診断）の結果により、南幌中学校校舎の耐震補強工事と長寿命化の大規模改修を実施する。 ・平成24年度実施した非構造部材の耐震性の点検結果により、南幌小学校の外壁の大規模改修と体育館の天井落下防止対策工事を実施する。	
《新規》	中学生国際留学プログラム事業（H26～H28）
生徒を外国に派遣し、短期留学といった研修の中で、現地の学校で本場の英語を学び、生きた英語力を習得させることで、豊かな国際感覚を身につけ、国際社会で活躍できる人材育成のファーストステップを支援する。 ※現地において2週間の短期留学を実施し、その中で、地元学校における英語レッスン及びホームステイによる生活体験を行う。また、中学校では英語教育の充実として英語検定を奨励しており、当事業が生徒の目標となることにより、自主的な英語教科に対する学習意欲の向上につなげる。	
【継続】	南幌高校振興協議会助成事業（H26～H28）
南幌高校の生徒数減少や学区見直しなどの変化に対応するため、魅力ある高校づくりに向け取り組む、広報・文化・部活動及びインターンシップ活動等に対する支援（交付金）を行う。	
《新規（既に実施）》	高校生通学費補助事業（H26～H28）
札幌圏を中心に様々な高等学校に進学していることから、高校生の通学費の一部を助成し、子どもの教育に係る保護者の経済的負担を軽減する。	
《新規》	生涯学習推進本部設置事業（H26～H28）
学習情報の収集・提供サービスや相談体制を充実し、全町的な生涯学習推進体制の充実、学習環境の整備を図る。 町長を本部長とする庁舎内推進本部を設置し、各部局（関係団体）が実施している学習活動を掌握し、情報提供や学習機会の提供を行う。	
【継続】	生涯学習推進アドバイザー設置事業（H26～H28）
学習情報の収集・提供サービスや相談体制を充実し、全町的な生涯学習推進体制の充実、学習環境の整備を図るため、生涯学習推進アドバイザーを委嘱する。	
《新規（既に実施）》	生涯学習センター整備事業（H26～H28）
平成24年3月に閉校となった旧南幌小学校の施設を活用し、図書館・郷土資料館・公民館機能を有する生涯学習センターを整備し、生涯学習の拠点施設として生涯学習の振興を図る。	

継続・新規区分	事業名（実施予定期間）
	主な事業内容
【継続】	家庭教育支援事業（Ｈ２６～Ｈ２８）
	家庭において担うべき役割の学習などを通じ、家庭教育力の向上を図るための機会を広げる。
【継続】	子ども会育成連絡協議会支援事業（Ｈ２６～Ｈ２８）
	南幌町子ども会育成連絡協議会の活動を支援する。 ・事務局運営補助　・事業実施の補助、情報提供　・社会教育事業の共催
【継続】	放課後子どもプラン推進事業（Ｈ２６～Ｈ２８）
	子どもの安全・安心な居場所づくりを目的に、放課後や休日に各小学校区の空き教室や社会教育施設等を利用して、安全管理員としての地域ボランティアの協力の下、スポーツ活動や文化活動などの体験活動を実施する。
【継続】	青少年健全育成事業（Ｈ２６～Ｈ２８）
	・青少年の健全育成に関わる各関係機関が青少年健全育成協議会を設置。 ・青少年健全育成の関係者が一堂に会し、青少年健全育成を考える集いを開催。 ・成人式実行委員会を組織し、成人式及び式後の交流会を開催。
【継続】	ふるさと南幌みらい塾推進事業（Ｈ２６～Ｈ２８）
	ふるさと南幌みらい塾運営委員会を組織して、実施する。 ※生涯学習講座（まちづくりコース、なんぼろ学コース、趣味・教養コース、環境生活・健康づくりコース）の開催
【継続】	さわやかカレッジ運営事業（Ｈ２６～Ｈ２８）
	高齢者における教養や健康づくり、社会的知識の習得、仲間づくりや小学生との世代間交流を通じて、楽しく充実した生活を送るための生きがいへと繋がる。 また、高齢者の持っている知識や技術、さわやかカレッジで学んだ事などを地域や地域の子ども達へと還元することで、さらなる地域力の発展を目指す。
《新規（既に実施）》	農村環境改善センター耐震等改修事業（Ｈ２６）
	農村環境改善センターの耐震等改修工事を実施し利用者への安全性や利便性を向上し、社会教育活動の活性化を図る。
【継続】	社会教育関係団体支援事業（Ｈ２６～Ｈ２８）
	青年団体協議会、婦人会、ＰＴＡ連合会の活動を支援する。
【継続】	地域ボランティア推進事業（Ｈ２６～Ｈ２８）
	各分野で、特技や技術、知識を持った人材を登録し、生涯学習講座や放課後子ども教室、学校支援事業等における指導者として活用する。
【継続】	各種スポーツ大会等運営事業（Ｈ２６～Ｈ２８）
	行政区対抗のスポーツ大会の開催 ・全町ソフトボール大会　・全町女性ミニバレーボール大会　・全町ミニバレーボール大会
【継続】	各種スポーツ・レクリエーション教室等運営事業（Ｈ２６～Ｈ２８）
	健康の維持、体力の向上、相互交流及び親睦を図り、意識の向上と地域連帯感を醸成する。 ※各種スポーツ教室　・小学生水泳教室　・小学生スキー教室　・キッズスポーツ ・町民歩こう会　・新体カテスト会　・ママさんスポーツスクール ・チェアエクササイズ、エアロ&ストレッチ、ソフトエアロ&ストレッチ

継続・新規区分	事業名（実施予定期間）
	主な事業内容
【継続】	社会体育関係団体支援事業（H26～H28）
	スポーツ少年団本部、体育協会、夕友スポーツクラブの活動を支援する。 ・スポーツ少年団大会出場費の助成
【継続】	スポーツ推進委員活用事業（H26～H28）
	スポーツ推進委員を委嘱することにより、町民に対しスポーツに関する指導、助言を行うことで町民各層のスポーツ振興や健康増進を図る。 また、スポーツ推進委員が研修等に参加することにより、技量の向上が図られ、より一層の指導、助言を行うことができる。
【継続】	スポーツ指導員設置事業（H26～H28）
	スポーツや運動に対する意識や体力の向上を図り、スポーツに親しむ機会を充実させる。 また、スポーツの楽しさを伝えたり、運動を楽しむよう指導する。
【継続】	学校施設開放事業（H26～H28）
	小学校や中学校の体育館などを広く一般に開放する。
《新規》	町民プール整備事業（H26～H28）
	町営プールは、小学生の水泳授業や町民の健康維持・体力向上を図る体育施設として利用されているが老朽化が進んでいることから衛生面・安全性を図るためプールの建設を行う。 また、歩行用スペースを設ける等、施設の充実化を図り、より多くの利用を促す。
【継続】	芸術・文化振興事業（H26～H28）
	・芸術（演劇・音楽・人形劇）鑑賞会の開催 ・近隣市町への文化交流バスの運行 ・公民館シアターの開催 ・書初め大会、展示会の開催
【継続】	文化協会支援事業（H26～H28）
	南幌町文化協会の活動支援と団体活動の振興を図る。
【継続】	郷土資料等の収集・保存事業（H26～H28）
	本町の歴史や生活文化を継承するための資料や生活用具などを収集・保管・展示する。
【継続】	地域文化伝承活動事業（H26～H28）
	南幌音頭、南幌太鼓、なんぼろ俵つみ唄の発表の場を提供する。
【継続】	図書室活動事業（H26～H28）
	・公民館図書室の運営 ・読み聞かせサークルによる図書室読み聞かせ事業の実施 ・公民館図書室の蔵書の配本

継続・新規区分	事業名（実施予定期間）
	主な事業内容
【継続】	地域医療事業（H26～H28）
	町立病院での取組事業を町民に情報提供することで、患者のニーズに対応した地域医療の推進を図る。 また、情報の共有化により患者との信頼関係の構築を図る。国民健康保険病院として町民個々の健康管理意識の向上や生活習慣病などに対する予防医療の推進を図る。 ※ホームページのリニューアルと病院情報誌の定期的な発行により、常に新しい町立病院の医療情報を積極的に提供する。町立病院の最新情報を提供する手段として、町立病院ダイアリーを立ち上げコンスタントに更新し、町民に親しみの持てる情報を提供する。
【継続】	広域連携による診療体制の充実事業（H26～H28）
	江別市立病院等町外の医療機関との医療連携を推進し、住民ニーズに対応した診療体制の充実を図るため、札幌圏域自治体病院等広域化・連携構想検討会議江別地区部会への参加や江別・南空知4町医療連携協議会での検討協議を進め江別市立病院との医療連携を更に強化し医療機能の充実を図る。
【継続】	地域連携による医療・保健・福祉事業（H26～H28）
	町内の保健福祉等関係機関との連携による入退院連絡会議等を開催し、在宅医療や予防医療、訪問看護等を推進して、地域医療の中核的役割として健診事業等の取組体制を整備する。
【継続】	救急救命士拡大処置認定取得事業（H26～H27）
	心肺機能停止状態の傷病者に対し、薬剤の投与と気管挿管を行える認定救命士を養成し、救急現場から高度な救命処置を行うことで更なる救命率の向上を目指す。
《新規》	救急救命士養成事業（H28）
	高度な専門知識を有する救急救命士を養成することで、多様化する救急事案に適切に対応するとともに、住民の更なる救命率の向上を目指す。
【継続】	成人保健事業（H26～H28）
	○各種健診～特定健診（個別・集団）、若年者健診（個別・集団）、生活保護世帯健診（個別）、各種がん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮）の実施と一部助成（ただし、20～40歳までの偶数年齢の子宮がん検診は無料）、巡回脳検診の実施 ※50歳以上の健診（特定健診、後期高齢者健診等）受診対象者への前立腺がん検診の一部助成 ○特定保健指導 ○健康教育・健康相談～各団体の健康教育・健康相談、来所相談、訪問 ○健診未受診者の実態把握 ○がん検診精密検査未受診者への受診勧奨 ○被用者保険の特定保健指導対象者への保健指導
【継続】	後期高齢者保健事業（H26～H28）
	病気の早期発見や早期治療を促進し、後期高齢者の健康増進を図る。 ・後期高齢者への健康診査の実施

継続・新規区分	事業名（実施予定期間）
	主な事業内容
【継続】	感染症予防事業（H26～H28）
	検診の受診率や予防接種の接種率を向上させ、感染症の予防及び重症化を防ぐ。感染症の発症と重症化の予防を図るため、予防接種と予防啓発を行う。また、エキノコックス症の早期発見を図るため、エキノコックス検診を実施する。
【継続】	母子保健事業（H26～H28）
	母子保健法等に基づき、母子手帳発行、妊婦健康診査、乳幼児健診、歯科検診等の実施と、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及のため各種教室等を開催し、子どもの心身の成長と疾病予防並びに親の育児支援のため事業展開する。 保育園、幼稚園、小学校、中学校の集団の場で、フッ化物洗口事業を継続して実施する。
【継続】	地域包括支援センター事業（H26～H28）
	高齢者に対し、保健・福祉・医療を包括的に支援することにより、できるだけ在宅生活を継続できるよう支援する。運営協議会の協議を経て、地域包括支援センターの公正・中立の確保、円滑かつ適正な運営を図る。
【継続】	地域支援事業（H26～H28）
	在宅高齢者が自ら健康や介護予防を意識することにより、介護を要することなく、健康寿命を延伸することができる。また、高齢者自らが自分の健康状態や生活にあわせ介護予防に資する行動をとれるよう、介護予防事業の充実・強化を図る。地域に潜在する高齢者の実態を把握しつつ介護予防の展開を図る。
【継続】	高齢者在宅支援事業（H26～H28）
	在宅高齢者の日常生活上の不安を解消し、人命の安全を確保するため、消防南幌支署直通の緊急通報装置を貸与し、急病、災害発生等の緊急時における連絡体制及び迅速な救急救助体制を確立する。また、自宅前の道路除雪が行われた日に公道から住宅までの範囲（距離10m以内、幅2m）において、除雪を行う。
【継続】	保健福祉対策事業（H26～H28）
	・南幌町保健・福祉・医療サービス調整推進会議の開催 ・南幌町地域保健医療福祉総合対策協議会の開催
【継続】	高齢者事業団運営補助事業（H26～H28）
	高齢者の能力と経験を生かし、希望する仕事を通じて生きがいの充実や社会参加が図られるよう、高齢者事業団を設置し、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るため、町では事務局（現場統括）の人件費相当分の支援を行う。
【継続】	社会福祉協議会運営補助事業（H26～H28）
	社会福祉協議会で実施する各種事業（福祉団体育成・在宅福祉サービス事業・ボランティア活動推進事業）や運営基盤を担う事務局職員の人件費に対し補助を行うことにより、社会福祉や地域福祉の推進を図る。
【継続】	老人クラブ助成事業（H26～H28）
	単位老人クラブ及び南幌町老人クラブ連合会に対し、補助金交付申請に基づき補助金の交付を行い、老人クラブの活動を通じて相互の生活支援、見守りや閉じこもり防止、介護予防などの福祉の増進を図る。

継続・新規区分	事業名（実施予定期間）
	主 な 事 業 内 容
【継続】	精神保健福祉事業（H26～H28）
	こころの健康に関心を持っていただくために、こころの健康チェックリストや講演会を実施する。また、こころの健康に心配のある方が早期に専門職の相談につながる体制としてこころの健康相談を実施する。
【継続】	福祉ハイヤー利用料金助成事業（H26～H28）
	身体障害者手帳（身障手帳1・2級と3級内部障がい）保持者・療育手帳保持者・精神障害者福祉手帳保持者に対して、ハイヤー利用料金の一部を助成することにより、障がいの生活圏の拡大と福祉の増進を図る。
【継続】	腎臓機能障がい者通院交通費助成事業（H26～H28）
	人工透析療法で町外へ通院している腎臓機能障がいのある方に対して、交通費を助成することで経済的負担の軽減を図る。
《新規（既に実施）》	障がい者自立促進交通費助成事業（H26～H28）
	町内に居住する在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい回復者に対して、障がい者の自立促進を図るため、公共交通機関を利用して自立促進を援護する施設等へ通所している方に交通費の一部を助成する。
《新規（既に実施）》	指定特定相談支援事業所運営事業（H26～H28）
	介護給付や訓練等給付サービスを利用している、又は新たに利用申請をしている障がい児・者に対して、本人のニーズに基づくサービス等利用計画を作成し、関係者が情報を共有し一体的な支援を受けることができるよう取り組む。
【継続】	地域生活支援事業（H26～H28）
	障がい者・障がい児のニーズを明確にして適切なサービスを提供することにより、当事者の暮らしやすさ・介護者の介護負担の軽減等や地域での自立した生活を維持することを目指す。
【継続】	学童保育事業（H26～H28）
	小学校1年生から小学校3年生の児童で父母の就労等により家庭で保育できない児童を対象に、少子化対策や放課後児童の安全で安心して過ごすことのできる居場所を提供する。 ※授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用し、適切な遊びや生活の場を与え、一定時間保育する。 ・なんぼろ児童会 定員 60 名 ・いなほ児童会 定員 15 名
【継続】	早期療育事業（H26～H28）
	発達に心配や遅れのある子どもに個別指導や集団指導、相談支援などにより療育を行う。幼稚園、保育園、学校等の関係機関と連携し、子どもの様子の的確な把握や指導方法について情報交換を実施し、子どもの発達を促す。
【継続】	地域子育て支援センター運営事業（H26～H28）
	保育園を運営する社会福祉法人に事業（交流の場の提供、子育て相談、情報誌の発行、講演会等の実施）を委託する。
【継続】	特別保育事業（H26～H28）
	保育園を運営する社会福祉法人に対して補助金を交付する。 ・延長保育、特定保育～国、道補助金 ・一時預かり～国補助金 ・保育士研修～道補助金 ・障がい児保育、主食給食、担当保育士加配～町単費

継続・新規区分	事業名（実施予定期間）
主 な 事 業 内 容	
《新規（既に実施）》 ファミリー・サポート・センター事業（H26～H28）	
就労家庭等の子育て支援を目的に、子供を預けたい人と預かる人のネットワークを作り、地域で子育てを助け合って安心して子育てするための環境整備を推進する。 ※保護者の残業や急用などで子供の保育ができない時などに、依頼会員が提供会員に子育ての援助を行う。	
【継続】 せわずき・せわやき隊活動事業（すきやき隊）（H26～H28）	
地域の住民による児童・生徒の見守り活動を定着させることにより、南幌町における「地域の子育て力」の向上を図る。	
《新規（既に実施）》 子ども子育て支援事業計画策定・推進事業（H26～H28）	
就学前の子ども及びその保護者に対して、特定教育・保育施設等や子ども・子育て支援事業の利用に関する意向を勘察して子ども・子育て支援事業計画を策定して、より子どもを産みやすく、育てやすい環境を整備する。	
【継続】 児童生徒等医療費助成事業（H26～H28）	
小、中、高生に対し、医療費の一部助成を実施し、健康の保持と福祉の増進を図り、併せて子育てに係る費用を軽減することを目的とする。 【対象】北海道医療給付事業の対象にならない小、中、高生 ・入院・・・中学生～高校生 ・通院・・・小学生～高校生 ※但し、満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者とする。	

継続・新規区分	事業名（実施予定期間）
	主な事業内容
【継続・拡充】 緑化活動推進事業（H26～H28）	
町民の環境緑化に対する意識を高め、地域が行う緑化活動に対し支援を行う。 また、「ボランティア・サポート・プログラム（VSP）」として地域住民、自治体、道路管理者が協力して8号沿線の美化活動に努める。地域の美化活動に対し、国が花苗等支援物資を提供し、町が活動を支援する。	
【継続】 公園施設管理事業（H26～H28）	
指定管理者による公園施設の点検、整備及び維持管理を行う。	
《新規》 公園施設改築更新事業（H26～H28）	
長寿命化計画に基づき、公園施設の改築・更新を行い、施設の安全性を確保すると共に、改築更新費用の平準化を図る。 ※遊具等公園施設の安全性を確保するため、計画的に改築更新を行う。	
【継続】 みどり野団地等販売管理事業（H26～H28）	
・北海道住宅供給公社による広告宣伝活動への支援 ・みどり野ワーキングでの販売促進策の検討 ・住宅展示場等でのパンフレット配布活動 ・町ホームページ等での住宅団地PR ・住宅団地の維持・管理	
【継続】 移住促進事業（H26～H28）	
住宅団地の販売促進、人口の増加（定住促進）、まちの活性化を目的に、移住体験事業の実施や北海道暮らしフェアへの出展、町ホームページによるPRを行う。	
【継続】 空き家・空き地情報バンク制度事業（H26～H28）	
空き家・空き地情報バンク制度を通じて、登録申請を受けた町内の空き家・空き地物件を町ホームページに掲載し利用希望者に情報提供を行い、移住・定住人口の増加を図るとともに空き家・空き地解消による地域の活性化を図る。	
【継続】 夕張太西地区団地造成事業（H26～H28）	
夕張太地域の振興を図るため、団地ニーズや住宅需要などを把握し、団地造成基本方針の策定を行う。	
【継続】 住宅相談窓口事業（H26～H28）	
住宅リフォームや住宅紛争の相談を受け、アドバイスや関係機関への問い合わせを行い、町民の建築のトラブルの解決、不安や不満の解消を図る。	
《新規》 住宅リフォーム助成事業（H27～H28）	
良好な住環境を保つことにより、団地・地域の活性化、及び所有者負担の軽減を図る。 また、施工者を地元建設事業者に限定し、町内経済の活性化を図る。 ※地元建設業者間の連携により、住宅所有者のリフォームニーズに応えるために技術力の向上支援を行う。地元建設業者を活用し、リフォームを実施する所有者に対しリフォーム資金の一部を助成する。	

継続・新規区分	事業名（実施予定期間）
	主な事業内容
【継続】	公的賃貸住宅建設促進事業（H26～H28）
	町住宅マスタープランで位置付ける多様な賃貸住宅を民間主導によりストックする。民間賃貸住宅の供給状況の調査を行う。多様な住宅ニーズに応えるため民間活力を得、良質な住宅のストック供給を促進し、建設や管理についての支援策を検討する。
【継続】	町公営住宅計画修繕事業（H26～H28）
	町公営住宅の適正な管理を行い、機能低下をきたさぬよう計画的に修繕を行う。 ・元町団地 ・夕張太団地 ・栄町団地
【継続】	地域援助排雪事業（H26～H28）
	団地内生活道路の排雪により、安全な交通路を確保し、冬期間の生活環境の向上が図られる。 ※町内会・町内会班単位及び路線単位(交差点から交差点)で行い、町及び申請者(町内会等)が経費の2分の1ずつを負担する。
【継続】	雪寒機械導入事業（H26～H27）
	除排雪機械の老朽化に伴う更新を行う。
【継続】	ごみ処理対策事業（H26～H28）
	循環型社会・環境保全・生活環境づくりを目指すとともに、ごみの減量化、ごみの分別等の徹底、快適な環境で生活できるよう生活環境の向上、環境美化の推進を図る。
【継続】	道央廃棄物処理組合負担事業（H26～H28）
	近隣自治体との連携・広域化による取組みにより、平成26年2月にごみ広域処理施設整備の事業実施主体となる道央廃棄物処理組合（一部事務組合）が設立され、共同焼却処理場の早期施設整備に向けて準備を行う。
【継続】	南幌町地球温暖化対策実行計画実施事業（H26～H28）
	地球温暖化対策の推進に関する法律により、策定義務付けされた本町の地球温暖化対策実行計画に基づき地球温暖化対策の推進に取り組む。
【継続】	地域新エネルギー推進事業（H26～H28）
	町民、事業者及び行政が主体的に連携・協働し、稲わらペレットを利用した地域循環システムの構築を目指すとともに、他の新エネルギーとの複合的な利用を推進することにより、エネルギーの多様化、地域環境の保全及び循環型社会の形成を目指す。
【継続】	新エネルギー設備設置補助事業（H26～H27）
	町内の住宅に新エネルギー設備を設置する者に対して助成を行うことで、地域への新エネルギー導入を促進し、地域のエネルギーの多様化、二酸化炭素の削減及び循環型社会の構築を目指す。なお、みどり野団地等購入者に対しては補助割合を高くし定住促進へ寄与する。 ・住宅用太陽光発電設備設置補助（対象：一般住宅、みどり野宅地等購入者（新築）） ・住宅用ペレットストーブ設置補助
【継続】	機場（基幹水利）施設管理事業（H26～H28）
	内水排除施設の適正な管理を行うことにより、大雨時等による宅地・農地の被害を防ぐ。
【継続】	排水路管理事業（H26～H28）
	普通河川及び幹線排水路の排水能力の確保及び市街地部分の環境整備を図る。 ※市街地内の普通河川の草刈りの実施。幹線排水路の床ぎらいの実施。

継続・新規区分	事業名（実施予定期間）
	主な事業内容
【継続】	合併処理浄化槽設置整備事業（H26～H28）
	合併処理浄化槽を設置することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
《新規》	公共下水道污水管渠更生事業（H26～H27）
	江別市に送水している污水管渠の硫化水素による腐食に伴う管渠更生を行う。
【継続】	防災対策事業（H26～H28）
	町民一人ひとりの防災に関する知識の向上と防災意識の高揚を図り、住民組織として自主的な防災活動を行えるようにする。 また、災害対策に必要な防災資機材と防災備蓄品の整備を図る。
【継続】	耐震改修等事業（H26～H28）
	一般住宅の木造耐震診断窓口（住宅相談窓口）を設置し、耐震化の普及、啓発を図る。 また、一般住宅の耐震化率90％達成のため、耐震診断に係る費用や改修に係る費用の補助を検討する。 ※平成22年度 耐震改修促進計画耐震化率 82.8%
【継続】	消防車両更新整備事業（H26～H28）
	老朽化の著しい消防車両を計画的に社会情勢に応じた車両に更新し、消防力の充実・強化を図り、住民の安心・安全を推進する。
【継続】	消防救急無線整備事業（H26～H27）
	電波法の一部改正により、平成28年5月31日までに消防救急無線のデジタル化整備の完了と消防庁通知により消防救急無線の広域化、共同化及び消防指令業務の共同運用の実施を目指す。消防救急無線のデジタル化整備を実施する。
【継続】	消防水利整備事業（H26～H28）
	新設消火栓設置のための調査を行う。また、既設消火栓の点検、調査を行い、老朽化により有効に使用できない消火栓の修理、又は本体取り換え工事を行う。
《新規》	防災行政無線整備事業（H27～H28）
	災害情報・緊急情報・行政事務情報を全町民に円滑に伝達していくため、新たな防災行政無線を整備することで町民の安全確保を図る。 ※防災行政無線システム（移動系・同報系）の更新
【継続】	街路灯等補助金交付事業（H26～H28）
	各町内会及び行政区、工業団地企業協議会による管理のもと、防犯灯の適正かつ安定的な維持管理を推進するとともに生活安全・交通安全意識高揚を図る。（補助）
【継続】	生活安全推進協議会助成事業（H26～H28）
	犯罪等の現状を把握し、町民の「安心で安全なまちづくり」を実現するための生活安全事業を効果的かつ積極的に展開することにより、町民の生活安全に対する意識高揚と自主的安全運動が図られる。
【継続】	交通安全推進員・指導員設置事業（H26～H28）
	南幌町交通安全指導員会を設置し、推進員・指導員による街頭指導、啓発等の交通安全活動を行い地域住民へ交通安全に対する意識向上に取り組む。

継続・新規区分	事業名（実施予定期間）
	主な事業内容
【継続】	交通安全対策推進事業（Ｈ２６～Ｈ２８）
	行政区、町内会、学校等へ交通安全旗の掲揚、期別交通安全運動の参加協力を依頼し、家庭、職場また地域が一体となった交通安全運動の活動展開を図る。また、信号機や標識等の交通安全施設整備の要望を関係機関に行う。幼児、児童生徒及び高齢者の交通安全教育を推進する。
【継続】	交通安全運動推進協議会助成事業（Ｈ２６～Ｈ２８）
	町民の交通道德の効用と交通事故防止を図るため、地域が一体となって交通安全運動の推進を目的に設置している、南幌町交通安全運動推進協議会の活動事業に対する助成を行う。
【継続】	生活路線等交通対策事業（Ｈ２６～Ｈ２８）
	町民の通勤、通学の足の確保など利便性の向上と、町内各施設の利用促進により地域活性化を図る。 ・町内巡回バスの運行 ・バス事業者への要請 ・地域公共交通活性化協議会における検討
《新規》	橋梁長寿命化修繕事業（Ｈ２７～Ｈ２８）
	長寿命化を踏まえた予防的な修繕及び計画的な架替えを進める。
【継続・拡充】	姉妹町交流事業（Ｈ２６～Ｈ２８）
	熊本県球磨郡多良木町との地域間交流を行う。 ※姉妹交流推進委員会において交流内容の検討を行ない、児童交流、地域や民間団体なども含めた積極的な交流を行う。
【継続】	観光協会運営助成事業（Ｈ２６～Ｈ２８）
	観光協会が運営し、取り組む事業に対して助成する。 ・特産品や農産物を町内・町外イベントに出店し、販売・ＰＲの実施 ・主催イベントの開催 ※各種関係団体との連携・交流 ・ビューロー特販所・軽食コーナーの運営並びに事業の開催 ・情報の発信 ※観光協会だよりの発行 など
【継続】	観光振興事業（Ｈ２６～Ｈ２８）
	各種団体（商工会・農協・観光協会等）が開催されるイベント等に支援を行うとともに、観光施設(温泉)等との連携を図り、情報の発信を行う。 ・特産品・農産物等のＰＲ ・町ホームページ(観光協会含む)、観光情報やイベント・南幌町の情報発信 ・南幌いきいきガイド(特産品等)・南幌町(町の紹介)のパンフレットの作成・配布 ・メディア等の活用による情報の発信 など

総合計画の変遷

期 別	計 画 名 等	目 標 年 次	人口等指標	備 考
第 1 期	南幌町総合開発計画 「緑豊かな、住みよい、田園文化都市」建設	目標：S 5 5 年	人口：約 8,000 人 世帯：約 2,000 戸	・ S 4 6 年 3 月 策定完了
第 2 期	南幌町新総合開発計画 「緑豊かな、住みよい、田園文化都市」建設	目標：S 6 0 年 (およそ 1 0 年後)	人口：約 20,000 人 世帯：約 5,320 戸	・ S 5 2 年 1 2 月 策定完了
第 3 期	南幌町総合開発計画 「緑豊かな住みよい田園文化都市」	目標：H 1 2 年 (昭和 7 5 年)	おおよそ 人口：約 10,000 人	・ 前期計画 ・ S 6 2 年 1 2 月 策定完了
【改 訂】 第 3 期	南幌町総合開発計画 「緑豊かな住みよい田園文化都市」	目標：H 1 2 年	人口：約 15,000 人 ◆みどり野団地計画完了時の想定人口 20,000 人	・ 後期計画 ・ H 6 年 3 月 策定完了
第 4 期	南幌町総合計画 「緑豊かな田園文化のまち」	目標：H 2 2 年	人口：約 12,000 人 世帯：約 4,000 世帯	・ H 1 3 年 3 月 策定完了
第 5 期	南幌町総合計画 「緑豊かな田園文化のまち」	目標：H 2 8 年	人口：8,400 人 ◆将来目標 既存住宅団地の販売完了時 10,000 人	・ H 2 3 年 3 月 策定完了

(参考)

- ◇第 4 期後期基本計画 . . . H 1 9 年 3 月策定完了
[計画期間] H 1 9 ～ H 2 2
- ◆第 5 期後期基本計画 . . . H 2 6 年 3 月策定完了
[計画期間] H 2 6 ～ H 2 8

用 語 解 説

あ

■一次医療機関

一次医療機関は、軽度の症状の患者に対応する医療機関のこと。なお、二次医療機関は、診療所などで扱えないような、病気、入院、手術が必要な患者に対応する医療機関のこと。三次医療機関は、二次医療機関で対応できない、脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等、重篤な患者に対応する医療機関のこと。

■インターンシップ

会社などでの実習訓練期間。学生が在学中に自分の専攻に関連する企業に体験入社する制度、体験就業のこと。

■栄養教諭

児童・生徒への食に関する指導、学校給食の管理などを行う教諭のこと。

■エキノコックス症

エキノコックスとは寄生虫で、ふつうではキツネや野ネズミ、犬に寄生しているが、この卵が何かの機会に人の口に入ると、幼虫が肝臓に寄生し起こる疾病のこと。自覚症状が現れるまで数年から10年かかり、疲れやすい・上腹部の不快感・黄疸などの症状を引き起こすもの。日本では北海道を中心として見られる。

■温室効果ガス

地球に温室効果をもたらすガスのこと。二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素・フロンなど。

か

■介護保険事業計画

地方自治体が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画のこと。地方自治体に策定が義務づけられており、3年ごとに3年を1期とする計画に基づいて介護保険料が設定される。

■改正耐震改修促進法

耐震改修促進法(建築物の耐震改修の促進に関する法律)は、兵庫県南部地震の教訓をもとに平成7年に施行され、現行の新耐震基準(昭和56年施行)以前の新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることを目的としている。改正された耐震改修促進法は、平成18年より施行され、特定建物の範囲の拡大と同時に各種支援、緩和措置が盛り込まれている。なお、これに基づき、南幌町では耐震改修促進計画を平成21年度に策定している。

■合併処理浄化槽

下水道が整備されていない地域で、し尿とあわせて台所、風呂、洗濯などの生活排水を合わせ、微生物処理、塩素殺菌等により浄化処理する装置のこと。

■救急救命士

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に救急救命処置を行う者のこと。

■行政評価

行政機関が主体となって、行政活動をできる限り客観的に分析・評価し、その成果を行政運営の改善につなげていくこと。さらに、これらを制度化して行政活動の中にシステムとして取り組んで実施すること。行政評価には、主に施策評価と事務事業評価がある。

施策評価は、政策を推進するため、施策目標をわかりやすい成果指標で明確にし、施策が有効であるのかを評価するものであり、事務事業評価は、各事務事業について、公共性、必要性、妥当性などを踏まえ、指標を用いて事業の進捗状況や成果を評価することにより、「Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(改善・改革)」と循環する行政サイクルの中で、課題や解決方策を検討するなど、効果的で効率的な行財政運営を目指すものである。

■京都議定書

「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」の通称。先進諸国の排出する二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素など 6 種類の温室効果ガスの削減をめざす国際的取り決め。先進国全体で2008年から2012年までに1990年比5%の削減を目標とし、各国ごとに法的拘束力のある数値が示された。先進国間で排出量の取引ができる。1997年京都で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議で採択された。

■熊本県球磨郡多良木町

多良木町は熊本県南部に位置し、南部と北部は森林におおわれており、面積は165.87k㎡、人口約11,000人を有し、面積の約80%は山林原野となっている。土地は肥沃で温暖多湿の気候にも恵まれ良質米の他、果樹等が栽培され、豊富な森林資源により椎茸等の林産物も数多く産出されている。平成11年に熊本県で開催された国民体育大会に南幌町役場野球部が北海道代表として出場した折、多良木町に民泊したことをきっかけとして、民間レベルでの交流が始まり、児童生徒や特産品の交流などに発展させ末長く継続するために、平成22年2月2日に南幌町と姉妹町を締結した。

■グリーンツーリズム

緑豊かな農村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しみながら、ゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動のことで、農業生産活動や農産物を仲立ちとした人的な交流を主体としたものを指す。

■耕地防風林

吹き付ける風を分散することによって、周囲の風の力を弱くし、作物の損傷、耕地の地温の低下及び表土の飛散を防ぐなどの効果を持つ防風林の中で、特に農作物の増収と品質の向上をめざして造成されたものをいう。

■子育て支援センター

乳幼児期の子どもがいるお母さんたちを地域全体で支援していく目的で、南幌いちい保育園内で専任の保育士と親子が一緒になっていろいろな楽しい遊びをしたり、子育て奮闘中のお母さんには、同年代の子どもがいるお母さん同士の交流の場としても活用されている。また、子育てに関する不安や悩みなどの解消の場となっている。

■コミュニティ

一般的には、地縁、血縁、文化などで結びついている共同体のこと。広い意味では、一定の地域に住む人々が人間生活を最優先する考え方をもとに、さまざまな地域の課題に対して、共通の認識をもって話し合い、助け合いながら、より良い生活環境づくりを目指すこと。（行政区や町内会など）



■災害支援協定

災害発生の緊急時に備え、住民の避難生活に必要な応急生活物資や協力・応援体制など、企業や関係機関等と災害支援協定を締結している。

■さわやかカレッジ

町内在住の60歳以上の方を対象として、高齢者が健康で生きがいのある人生を送るため、学習活動や世代交流、ボランティア活動などを実施している。

■子宮頸がん

女性特有のがんで、その発症は20～30代から急増しており、がん発症の予防には子宮がん検診の定期的な受診に加えて、子宮頸がん予防ワクチンの接種を行うことが効果的といわれている。

■自主防災組織

災害対策基本法に規定する地域住民による任意の防災組織であり、住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行うものである。自治会（行政区・町内会）、青年団、婦人会などの地域活動の組織を活かして結成されるのが通例である。

■指定管理者制度

地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、民間の活力を導入し地方公共団体の経営改善を図る目的で、指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度のこと。

■社会福祉協議会

地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者などから構成されている営利を目的としない民間組織のこと。市区町村、都道府県等全国を結ぶ公共性と自主性を有する団体であり、住民主体の理念に基づき、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を目指して、地域の福祉課題の解決に取り組んでいる。

■住民自治検討会

「住民自治」とは、地域の運営は地域の住民の意思によって行われるべきという考えのこと。南幌町では、住民自治を推進するため、平成18年度に行政区長・町内会長による検討会を組織し、地域での課題や問題点を探りながら、それぞれの解決方策を見出し、地域が担うことや行政が担うこと、地域と行政が協働していくこととは何かを検討している。

■生涯学習推進アドバイザー

生涯学習の振興を目的として、生涯学習に関する情報の収集や提供、相談体制を充実し、全町的な生涯学習推進体制の推進を図るため配置している。

■生涯学習推進本部

生涯学習とは、社会教育とは異なり、一つの具体的な学習形態を指す言葉ではなく、学校、家庭、地域社会等で展開される全ての教育に適用される理念としての意味を持ち、変化の激しい現代社会の中で、全ての町民が生涯にわたって自己実現をめざして学習を継続していくことができるよう、町長を本部長とする全庁的な取り組みにより、生涯学習体系を構築していくために設ける組織のこと。

■食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。食育基本法においては、生きるための基本的な知識であり、知識の教育、道徳教育、体育教育の基礎となるべきものと位置づけられている。単なる料理教育ではなく、食に対する心構え、栄養学や伝統的な食文化についての総合的な教育のこと。

■せわずき・せわやき隊

児童生徒の登下校時の見守り・声かけなど、身近な子育て支援を行うボランティア組織として、なんぼろせわずき・せわやき隊(通称:すきやき隊)を各種団体の協力により組織し活動している。(設立:平成19年5月31日)民生委員児童委員、子育てサポーター、老人クラブ会員、役場職員などが隊員として登録しており、町民運動や地域ぐるみの運動として展開を図っている。

■総合的な学習

児童・生徒が自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」は全人的な力であることを踏まえ、国際化や情報化をはじめ社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育成するために、教科書等の枠を超えた横断的、総合的な学習時間のこと。

■租税教室

税務署が、児童・生徒から社会人まで幅広い層を対象に、学校の授業や一般社会人向けの税に関する勉強会・研修会などに、税務署の職員などの講師を派遣して税のしくみのほか、税の役割や使い道などについて、身近な例を挙げ、分かりやすく進める教室のこと。



■第2浄水場

長幌上水道企業団(長沼町、南幌町で構成する一部事務組合)が管理運営する施設で、石狩川水

系千歳川を水源として昭和56年に一部給水を開始し、平成3年に完成した浄水場である。

■地域公共交通活性化協議会

民間バス路線の経路から外れている「公共交通空白地域」に住んでいる方の交通手段の確保を目的として、巡回バスを運行しているが、近年の利用者減少などから、地域公共交通のあり方(利便性や新たな運行形態など)を検討するため、町や運輸局、交通事業者、行政区長等の代表者などで構成する協議会のこと。

■地域循環型社会

有限である資源を地域で効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

■地域新エネルギービジョン

稲わら・もみ殻などの農業系バイオマスの利活用により、南幌町の地域資源を活かした新たなまちづくりと産業振興の方向性を示した計画であり、平成18年度に策定しており、さらに、平成20年度に詳細ビジョンを策定している。

■地産地消

「地域生産―地域消費」を略した言葉で、地元でとれた生産物を地元で消費すること。

■地方交付税

地方公共団体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を保障するため、国から地方公共団体に対して交付される資金のこと。国税のうち、所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税の収入額の一定割合が充てられる。[地方交付税交付金]

■地方分権

国の持っている権限・財源を市町村や道に移し、住民と自治体の選択と責任により、地方自治体が主体的に物事を決めていき、地域の特色を活かした活力ある豊かな地域社会づくりを進めること。

■町民意見箱

町民からまちづくりに対する意見・要望・提案などを求めるため、役場・あいくる・夕張太ふれあい館に設置している意見箱のこと。

■特別支援教育推進協議会

小学校・中学校等において、知的障がい者、肢体不自由者などが特別支援学級において教育を行うことが適当な者の他、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒等に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な教育を行うため、関係機関と協議・連携を図る協議会のこと。



■内水排除施設

水田や畑などにたまった水をポンプで強制的に河川へ排水し、冠水被害を軽減する施設のこと。

■南幌町水防計画

水防法に基づき、南幌町の水防事務の円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、河川の洪水、その他による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的に作成した計画。

■南幌町地域防災計画

災害対策基本法に基づき、南幌町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能のすべてを挙げて住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に南幌町防災会議が作成した計画。

■南幌町町税等収納対策本部

町税等の収納の確保及び公平・公正な税務行政の推進並びに実効ある滞納整理を図ることを目的に、町長を本部長として設置し、滞納者対策を推進する組織のこと。

■農業集落排水

農業振興地域内の集落を対象とした浄化施設のこと。農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、また農村生活環境の改善と公共用水域の保全を目的としたもの。



■パブリック・コメント

公的な機関が条例・規則等の制定あるいは計画の策定など、重要な政策などを決定しようとするときに、広く公に(=パブリック)意見・情報・提言案(=コメント)などを求める手続のこと。(平成18年度施行)

■ファミリー・サポート

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動のこと。

■フッ化物洗口

フッ化物薬剤を水に溶かして洗口液をつくり、その洗口液でうがいを行い、脱灰状態にある歯面の再石灰化を促進し、初期のむし歯を修復するなど、むし歯予防に効果的な方法である。

■ふるさと南幌みらい塾

町民の学習活動を支援する場として、また町民の主体的な生涯学習活動に発展するためのきっかけづくりの場として、一般教養・健康・趣味実用・地域学等をテーマにした講座や講義、体験学習の企画運営を行う組織のこと。

■故郷ふれあいミーティング

町長が町内各地域へ出向き、直接町民と膝(ひざ)を交えながら意見交換することにより、協働のまちづくりを構築することを目的としている。

■防風保安林

森林法に規定する、田畑や住宅などを風の被害から防ぐために、農林水産大臣または都道府県知事が指定する森林のこと。

■ボランティア・サポート・プログラム

北海道開発局が管理している道路(直轄国道)を対象に行われる歩道等の美化・清掃プログラムのこと。地域の歩道に設置された植樹帯等の美化や歩道の清掃に、住民グループや商店街等が実施団体となり活動し、作業用具の貸し出し・実施団体名入りのサインボードの設置及びゴミの処理等が支援されている。



■南空知ふるさと市町村圏組合

南空知の9市町(岩見沢市、美唄市、三笠市、夕張市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町)で構成する広域の組合である。毎年、交流事業等を実施している。



■6次産業化

生食用や加工品などの原料を単に供給するという農業から、積極的に食品工業(第2次産業)や流通・外食産業・飲食サービス業(第3次産業)などを取り込み、総合産業化(6次産業)を実現しようとするもの。

第5期南幌町総合計画 後期基本計画

北海道 南幌町

2014 ～ 2016

平成26年度

平成28年度

平成26年3月策定



〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号
TEL 011-378-2121
FAX 011-378-2131

ホームページ
Eメールアドレス

<http://www.town.nanporo.hokkaido.jp>
nanporo@town.nanporo.hokkaido.jp